

南箕輪村
商工業振興資金融資制度
のご案内

お問合せ先

〒399-4592 長野県上伊那郡南箕輪村4825-1

南箕輪村役場 産業課 商工係

直通電話 0265-72-2176・FAX0265-73-9799

E-mail syoukou-c@vill.minamiminowa.lg.jp

○商工業振興資金制度とは

村内の中小企業者の方が事業の発展と経営安定に必要な資金を円滑に調達するために、金融機関を通じて有利な条件で融資を受けられる制度です。

村が金融機関に対して資金を預託することにより利率を引き下げるとともに、信用保証協会への保証料の全額負担及び利子の一部を補助します。

○中小企業者の範囲

業 種	資 本 金	従 業 員 数	
下記以外の産業	3 億円以下	300 人以下	
小売業	5,000 万円以下	50 人以下	
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下	
卸売業	1 億円以下	100 人以下	
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造を除く)	3 億円以下	900 人以下	
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下	
旅館業	5,000 万円以下	200 人以下	
医業	—	法人の場合	300 人以下
		個人の場合	100 人以下

※資本金又は従業員数のどちらか一方が該当すれば中小企業者となりますが、商工業であっても遊興娯楽業の一部等対照とならない場合があります。

※会社とは、合同会社、合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社をいい、宗教法人、学校法人、公益法人等の非営利法人は対象になりませんが、監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人、特定非営利法人及び医療法人は会社に含まれます。

○ご利用できる方

村内に主たる事業所があり、資金を借り受けることにより事業の発展が見込まれ、返済能力が十分に認められる方で利用する資金ごとの条件に該当されている方

※各資金の詳細は 5 ページの南箕輪村商工業振興資金一覧を参照してください。

○融資の対象範囲

	運転資金		設備資金	
	村内事業所	村外事業所	村内事業所	村外事業所
法人登記（個人事業主の場合は住所）が村内	○	○	○	×
法人登記（個人事業主の場合は住所）が村外	×	×	×	×

○次の場合はご利用できません

- ・村内において6ヶ月以上営業実績がない場合（新規開業支援資金を除く）
- ・村税その他納付金で未納がある場合
- ・金融機関から取引停止処分を受けている場合
- ・信用保証協会等に行った代位弁済に係る債務履行が終わらない場合
- ・公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っている場合
- ・許認可等を必要とする業種は、その許認可等を取得していない場合

○次の場合は設備資金の対象となりません

- ・貸借対照表の固定資産に計上されない場合（所有者が申請者でない場合）
- ・不動産のうち、先行投資的または過剰投資的な場合
- ・既に設置取得等がされている場合

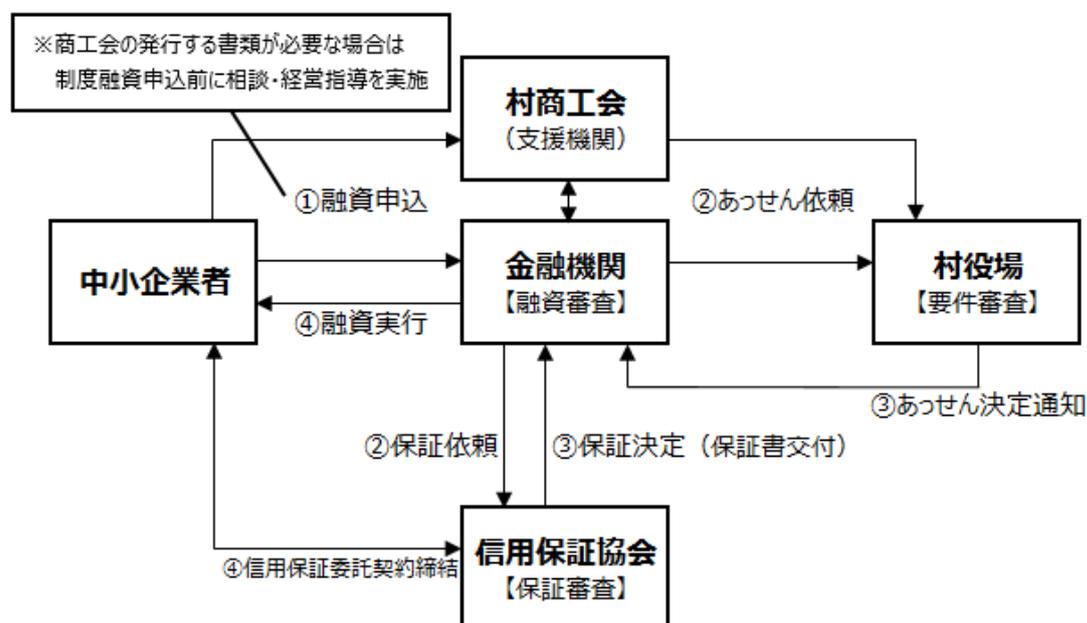
○融資限度額

1 企業あたりの融資限度額は、貸付残高と合わせての金額となります。（商工貯蓄共済制度に加入している企業は、100万円増額となります。）

※資金によって貸付限度額が異なります。詳細は5ページの南箕輪村商工業振興資金一覧を参照してください。

○融資までの手順

申請書提出から融資実行まで期間（およそ2週間）がかかります。余裕を持ってお申込みください。



○信用保証料補助

長野県信用保証協会への保証料は村が全額補助します。

（事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合を除く（※1））

○利子補助

・利子の一部を村で補助します。

（ただし村税その他納付金を完納していることが条件です）。

※毎年度末に1年間分をまとめて支払います。

※各資金の利子補助率は5ページの南箕輪村商工業振興資金一覧を参照してください。

○次の場合は融資を取消します。直ちに償還してください。

- ・経営する事業所が村から移転した場合
- ・事業を閉鎖または事業が継続不能になった場合。
- ・他より財産の差押えを受けた場合
- ・虚偽の申請と認められた場合
- ・償還金を滞納した場合

(※1) 「事業者選択型経営者保証非提供制度」を利用する場合の村の保証料の補助割合は次の表のとおりです。

本制度の利用（適用）	補助割合
無し（上乗せなし）	100%
有り（上乗せ0.25%時）	3/4
有り（上乗せ0.45%時）	2/3

○お問い合わせ先

- ・融資制度に関する事…南箕輪村役場産業課商工係 TEL72-2176
 - ・経営指導に関する事…南箕輪村商工会 TEL72-6265
 - ・信用保証について …長野県信用保証協会伊那支店 TEL72-6148
 - ・申し込み先について …各取扱金融機関
- ・八十二銀行 …TEL72-2181
 - ・アルプス中央信用金庫南箕輪支店…TEL76-1011
 - ・アルプス中央信用金庫信大前支店…TEL76-5551

令和6年度 南箕輪村商工業振興資金

村内の中小企業者の方が事業の発展と経営安定に必要な資金を円滑に調達するため、金融機関を通じて有利な条件で融資を受けられる制度です。村が金融機関に対して資金を預託することにより利率を引下げるとともに、信用保証協会への保証料の全額負担及び利子の一部を補助します。

資金名	対象者	資金用途	限度額	貸付利率	村の補助	実質金利	償還期間	据置期間
一般資金	[以下の全てに該当すること] ①村内で6か月以上事業を営む商工業者。 ②村税その他納付金を完納している者。 ③許可等を要する業種は許可などを取得していること。 その他、振興資金交付規則第2条に該当する者。	設備	1,500万円 ※	1.85%	0.9%	0.95%	7年以内	6か月以内
		運転					5年以内	
不況対策資金	[一般資金の条件に加え以下のいずれかに該当すること] ①最近3か月間の売上高又は経常利益率が過去3年間のいずれかの同期に比べ同じ又は減少していること。 ②最近6か月間の売上高又は経常利益率が前年同期に比べ同じ又は減少していること。 ③直近決算期の経常利益率が1期又は2期前に比べ同じ又は減少していること。	設備	1,500万円 ※	1.85%	1.45%	0.40%	7年以内	6か月以内
		運転					5年以内	
特別経営安定化対策資金	[不況対策資金の条件に加え以下の全てに該当すること] ①融資実行後1年以上経過し、従前の借入金に対し返済の延滞がないこと。 ②同一金融機関の借入れであること。 ③借換の対象となる従前の借入金について、信用保証協会の経営関連安定保証による保証を利用している場合は、同種の保証を利用すること及び責任共有対象資金を責任共有対象資金外に借換えしないこと。	借換	1,500万円	1.85%	0.9%	0.95%	7年以内	12か月以内
緊急災害対策資金	[一般資金の条件に加え以下のいずれかに該当すること] ①村長により被害が認められたもの。(り災証明書の交付を受けていること) ②中小企業信用保険法第2条第5項第3号、第4号のいずれかに該当するものであること。 ③災害の影響により、原則として最近1か月間の売上高等が、前年同月に比べ5%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む期間の売上高等が前年の同期間に比べ5%以上減少することが見込まれること。 ④災害の影響により、原則として最近3か月以内(1か月を単位とする)の売上高等が災害の発生直前の同期間に比べ5%以上減少しており、かつ、申請直後の同期間に同程度の売上高等の減少が見込まれること。 ⑤災害の影響により不測の資金を必要とする場合で村長が特に認めるものであること。	設備	1,500万円 ※	1.85%	1.45%	0.40%	7年以内	6か月以内
		運転					5年以内	
新規開業支援資金	[以下の全てに該当すること] ①村内で新規開業予定者及び開業1年未満の者で、適正かつ確実な事業計画を有していること。 ②村税その他納付金を完納している者。 ③商工会の経営指導員等による経営指導を受けていること。 ④許可等を要する業種は許可などを取得していること。 その他、振興資金交付規則第2条に該当する者。	設備	1,000万円 ※	1.85%	1.25%	0.60%	7年以内	12か月以内
		運転					5年以内	
後継者育成資金	[一般資金の条件に加え以下の全てに該当すること] ①当該商工業に従事する後継者を有するもの及びその後継者であること。 ②申請に際し、商工会長の推薦を受けること。	設備	1,000万円 ※	1.85%	1.2%	0.65%	7年以内	6か月以内
		研修	100万円				5年以内	

○1企業当たりの融資限度額は、上記限度額のとおりであり、貸付残高と合わせての金額となります。※ただし、商工貯蓄共済加入者は、貸付限度額が100万円増額となります。

○特別経営安定化対策資金は、南箕輪村商工業振興資金の融資残額(特別経営安定化対策資金を除く)の借換えのための資金であり、1借入れにつき1回の借換えに限ります。

- ◆取扱金融機関：八十二銀行、アルプス中央信用金庫南箕輪支店・信大前支店
- ◆償還方法：月賦償還とする。ただし、村長の承認を得ることができれば一括償還できる。
- ◆保証料：長野県信用保証協会の保証貸付とし、保証料は村が全額負担する。
※事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合を除く。
- ◆保証人：原則として法人代表者以外不要とする。
- ◆担保：必要に応じて徴する。



南箕輪村役場

産業課 商工係

TEL72-2176 FAX73-9799



南箕輪村商工会

経営指導員

TEL72-6265 FAX72-6219

	必要書類	詳細事項	部数	村	商工会	保証協会	金融機関	注意事項	
申込書および添付書類	あっせん申込書	村・商工会・保証協会・金融機関	4	●	○	●	○		
	事業所周辺の地図	住宅地図等でよい	4	○	○	○	○		
	決算書(個人は確定申告書及び経営状況調書)	借入申込時直近のもの(新規申込者は2期分)	4	○	○	○	○		
	試算表	決算期より6か月以上経過の場合	4	○	○	○	○		
	許認可及び登録証	許認可等が必要な業種の方	4	○	○	○	○		
	請負工事状況調書	建設業で許認可されていない方	4	○	○	○	○		
	納付金滞納確認同意書	納付金確認のための個人情報閲覧の確認書	1	●					
	設置に伴う許可証	建築確認書、農地転用許可書等の写しなど	4	○	○	○	○		
	建物	①見積書	建物設置資金申込者	4	○	○	○	○	日付を注意する
		②設計図	同上	4	○	○	○	○	改修の場合もつける
	機械等	①見積書	機械等設備購入資金申込者	4	○	○	○	○	日付を注意する
		②カタログ等	同上	4	○	○	○	○	添付されていない場合があるので注意
		③乗用車購入に関する誓約書	設備資金として乗用車を購入する申込者	1	●				R6.6～
	村長の認定書	信用保険法認定企業である申込者	4	○	○	●	○	正本は保証協会へ	
	売上高減少にかかる証明書(または条件の該当を確認できる対算表・売上げ台帳など)	不況対策資金申込者、特別経営安定対策資金申込者(注:税理士発行のものか、村商工会認定発行のもの)	4	●	○	○	○		
	事業内容および資金計画書	不況対策資金申込者、特別経営安定対策資金申込者	4	●	○	○	○		
新規開業に伴う計画書、収支計画書等	新規開業支援資金申込者	4	●	○	○	○	創業前場合は、新規開業計画書及び収支計画書、創業後1年未満の場合は、収支計画書を提出		
商工会経営指導員の意見書	不況対策資金申込者、特別経営安定対策資金申込者、新規開業支援資金申込者、新型コロナウイルス緊急対策資金申込者	4	●	○	○	○			
商工会長の推薦書	後継者育成資金申込者	4	●	○	○	○			
信用保証を受けるための書類	信用保証委託申込書	全国統一様式のもの	4	○	○	●	○		
	信用保証委託契約書	印鑑は重ならないように押す 保証人欄の署名は本人の直筆に限る	4	○	○	●	○		
	印鑑証明書	①申込者	発行後3か月以内のもの(申込書に押すもの)	4	○	○	●	●	新規申込または前回申込から変更がある場合に添付が必要
		②連帯保証人	同上(個人事業主については、原則として連帯保証人不要)	4	○	○	●	●	
その他信用保証を受けるために必要な書類		1	○		●				

注意事項

- (1)●印は正本、○印は複写またはコピーを示す。
- (2)「新規申込者」とは、長野県信用保証協会との契約が初めての方をいいます。
- (3)経営状況調書等の資金使途については、詳しく明確にご記入ください。
- (4)お申込みから融資実行までに期間がかかりますので、早めにお申込みください。
- (5)お申し込みにおいては、村、保証協会、金融機関、商工会と並行してご相談ください。
- (6)必要に応じ、上記以外の書類の提出を求める場合があります。